

第50回新型コロナウイルス対策本部会議（書面開催）

開催日 令和3年5月6日（木）

1 議 題

- （1）新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

案

令和3年5月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長

内閣総理大臣 菅 義偉 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長

埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づく
まん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

令和3年4月16日、新型コロナウイルス感染症対策本部長による「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」により、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として本県が、実施すべき期間として4月20日から5月11日までの間が、公示された。

県では、この間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、総合的な感染拡大防止対策を実施してきた。

しかしながら、現時点ではこれらの対策による効果が十分確認できるとは言い難い状況である。

全国的な変異株の感染拡大を踏まえ、国と県がより一層連携しながら、県境をまたぐ移動の自粛やより実効性のある人流抑制施策の実施、飲食店へのガイドライン遵守の徹底など、感染拡大防止対策を引き続き強力に推進していくことが必要である。

そこで、特別措置法第31条の4第6項に基づき、まん延防止等重点措置期間の延長を要請する。

なお、期間については、5月31日までを要望する。